

意見広告

(シリーズ5)

今後2回の意見広告の目次:

- 1 「事情判決の法理」は、憲法98条1項違反である(その1)
 - 2 「事情判決の法理」は、憲法98条1項違反である(その2)
 - 3 最高裁が、全47選挙区選挙(参院)につき、「違憲無効」と判断した場合、公共の福祉は、損なわれるか?
 - 4 レッドカード
- (以上本日掲載、シリーズ5として)

- 6 同予備的主張(その2):一部の選挙区選挙の違憲無効判決の公共の福祉に対する弊害は、事情判決(=違憲無効)の弊害と比べると、比べること自体恥ずかしい程小である
 - 7 国家賠償法
 - 8 世論調査
 - 9 「主権者の多数決」論
 - 10 「人口比例選挙」とは?
 - 11 今の日本は、国会議員主権国家である
 - 12 「立証責任」
 - 13 立法裁量権の2つの射程
 - 14 国会は、「合理的期間」中に、憲法の「投票価値の平等の要求」を満たす選挙制度改革立法を成立させる義務を負う
- (以上朝日新聞2013/7/15 意見広告掲載予定、シリーズ6、7として)

1 「事情判決の法理」は、憲法98条1項違反である(その1)

1. 憲法98条1項は、「憲法は、國の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び國務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」(強調引用者)と定める。
2. 上記の「法律、……國務に関するその他の行為」の中に、「行政事件訴訟法31条1項の基礎に存する一般的な法の基本原則」(以下、「事情判決の法理」と略称する)も含まれる。

即ち、「事情判決の法理」は、本来、憲法98条1項に基づく、憲法を頂点とする法令のピラミッドの中、憲法の下位に位置づけられるべき法理である。

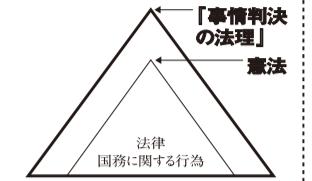
3.(1)ところが、事情判決(=違憲無効判決)は、「事情判決の法理」を適用することにより、「違憲違法」と判断済みの当該選挙を、「その効力を有しない」(=無効)とせず、「当該選挙により当選した議員(=違憲議員)が、次回選挙迄、国会で、立法すること」を有効とする。

(2)換言すると、裁判所が、当該選挙を「違憲」と判断済であるが故に、当該選挙は、憲法98条1項により、「その効力を有しない」(=無効)ハズである。

しかしながら、裁判所が、「(公共の福祉の尊重)を根拠とする『事情判決の法理』を用いることにより、「選挙無効」と判断しないため、結果として、憲法に違反する國務行為(=選挙)が、「有効」になってしまう。

(3)『事情判決の法理』を選挙無効裁判に適用すると、憲法98条1項の明文に違反する事態【=憲法の最高法規性の否定】という「オカシニ」と(注1)になる。

(注1)オカシニとは



4.(1)このように、「事情判決の法理」は、憲法の最高法規性(憲法98条1項)を否定する法理である。なんともない、出題自な法理である。

(2)裁判官は、この憲法を尊重し、擁護する義務を負う(憲法99条)。

(3)更に、「すべての裁判官は、こ

の憲法及び法律にのみ拘束される」(憲法76条3項)。

(4)従って、裁判官は、憲法99条、76条3項により、(憲法の最高法規性(憲法98条1項)を否定する)『事情判決の法理』を判例として維持する、権限を有しない。

(5)『事情判決の法理』が、憲法98条1項(憲法の最高法規性)に違反する出題自な法理であることが自日の下に明らかになった今、裁判官は、憲法98条1項、99条、76条3項により、「事情判決の法理」は、憲法違反により無効であるとの判決を下すよう、義務付けられている。

2 「事情判決の法理」は、憲法98条1項違反である(その2)

1. 昭和60('85)年最高裁大法廷判決(衆院)

「右選挙を無効とする判決の結果、議員定数配分規定の改正が当該選挙区から選出された議員が存在しない状態で行われざるを得ないなど一時的にせよ憲法の予定しない事態が現出することによつてもたらされる不都合、その他諸般の事情を総合考慮し、」との文言を根拠として事情判決が下される可能性の有無について、考察しよう。

(注2)昭和60年最高裁大法廷判決(衆院)の下記判示(注2)中の「その他諸般の事情を総合考慮し、」との文言を根拠として事情判決を下すということは、あり得ない。

5.ここで、昭和60年最高裁大法廷判決(衆院)の下記判示(注2)中の「その他諸般の事情を総合考慮し、」との文言を根拠として事情判決が下される可能性の有無について、考察しよう。

(注2)昭和60年最高裁大法廷判決(衆院)「(略)その他諸般の事情を総合考慮し、いわゆる事情判決の制度(行政事件訴訟法三一条一項)の基礎に存するものと解すべき一般的な法の基本原則を適用して、選挙を無効とする結果余儀なくされる不都合を回避することもあり得るものと解すべきである(昭和五一年大法廷判決参照)。」(強調引用者)と判示する。

2.全47選挙区(参院)の一部の選挙区選挙につき、選挙無効裁判が提起された場合は、同判決が指摘するとおり、提訴された選挙区選挙のみ、「違憲無効」と判断すると、未提訴の選挙区選挙により当選した国会議員等が、公選法改正の立法を行つて、不都合が生じる。

3.しかしながら、本年7月参院選挙区選挙につき、主権者有志は、全47選挙区で提訴する。そして、47個の選挙無効訴訟全てが上告され、最終的には、最高裁の判決が下る。

従つて、最高裁が、「全47選挙区選挙の一部のみ「違憲無効」と判断することは、現実問題として、あり得ない。

結局、最高裁は、7月参院選の全47選挙区選挙について、一様に、「違憲無効」「違憲違法」「違憲状態」「合憲」のいずれかの判決を下すことになる。

4.従つて、全47選挙区提訴の7月参院選挙無効裁判においては、

もありうるのである。また、仮に一部の選挙区の選挙のみが無効とされるにとどめた場合でも、もともと同じ憲法違反の瑕疵を有する選挙について、そのものは無効とされ、他のものはそのまま有効として残り、しかも、右公選法の改正を含むその後の衆議院の活動が、選挙を無効とされた選挙区からの選出議員を得ることができないままの異常な状態の下で、行われざるをえないこととなるのであって、このような結果は、憲法上決して望ましい姿ではなく、また、その所期するところでもないというべきである。それ故、公選法の定める選挙無効の訴訟において同法の議員定数配分規定の違憲を主張して選挙の効力を争うことを許した場合においても、右の違憲の主張が肯認されるときは常に当該選挙を無効とすべきものかどうかについては、更に検討を加える必要があるのである。

そこで考えるに、行政処分の適否を争う訴訟について的一般法である行政事件訴訟法は、三一条一項前段において、当該処分が違法であつても、これを取り消すことにより「公共の利益に著しい損害」を生ずる場合においては、諸般の事情に照らして右処分を取り消すことが「公共の福祉に適合しない」と認められる限り、裁判所においてこれを取り消さないことができることを定めている。この規定は法政策的考慮に基づいて定められたものではあるが、しかしそこには、行政処分の取消の場合に限られない一般的な法の基本原則に基づくものとして理解すべき要素も含まれていると考えられるのである。(強調引用者)

と判示する。

(2)同判示によれば、裁判所は、「その他諸般の事情を総合考慮し、」「事情判決の法理」を適用して、(裁判所が、「違憲」と判断清

の)選挙につき、「無効」と判断しないことができる。

(3)裁判所が事情判決を下すと、違憲選挙で当選した違憲参院議員が、6年の任期末日迄、立法(但し、憲法96条の憲法改正の国会発議を含む)を行つて、憲法の想定しない異常事態が生じる。

違憲議員(=正当に選挙された国会における代表者)(憲法前文、第1文、冒頭)でない人々)が、憲法上の正当性無く、立法を行うということは、憲法秩序の根本からのぶち壊しである。

(4)全主権者(全国民)は、違憲国会議員の立法した全法律に法的に拘束される。全主権者(全国民)は、違憲国会議員の立法した税法により、納稅義務を課せられる。場合によっては、違憲国会議員の立法した刑法により、刑事罰を課せられる。

(5)このようにことは、憲法秩序からみて、「あってはならないこと」である。比喩的に言えば、日本国の大主権者(全国民)は、本件投票日(13/7/21)以降6年間(=参院議員の任期)、違憲国会議員の行使する国家権力に服従せられ続けるといふ、阿鼻叫喚の憲法秩序破壊の中に放置される。

(6)よつて、【裁判所が、憲法98条1項に違反して、『事情判決の法理』を適用して、「本件選挙は、違憲無効」と判断しないこと】こそが、「公共の福祉に適合しない」(昭和60年最高裁大法廷判決)。

2. 結論を先に述べると、「その他諸般の事情を総合考慮し、」といふ文言を根拠として、事情判決が下されることは解されない。

その理由は、下記第1~第4のとおりである。

第1に;(1)昭和51('76)年最高裁大法廷判決(衆院)は、上記判示(注2)中の「事情判決の制度(行政事件訴訟法三一条一項)の基礎に存するものと解すべき一般的な法の基本原則」につき、

「…更に、全国の選挙について同様の訴訟が提起され選挙無効の判決によつてさきに指摘したのとほぼ同様の不当な結果を生ずること

に、違憲選挙は、無効」と判断することが公共の福祉に適合しないので、『事情判決の法理』の適用により、本件違憲選挙は、無効ではない旨主張する、と仮定して、議論を進めよう。

2. 立証責任の問題がある。

選挙管理委員会が、「その他諸般の事情が存在するため、違憲選挙は、無効」と判断することが公共の福祉に適合しないので、『事情判決の法理』の適用により、本件違憲選挙は、無効ではない旨主張する、と仮定して、議論を進めよう。

3. 同じく立証責任の問題がある。

選挙管理委員会が、「その他諸般の事情が存在するため、違憲選挙は、無効」と判断することが公共の福祉に適合しないので、『事情判決の法理』の適用により、本件違憲選挙は、無効ではない旨主張する、と仮定して、議論を進めよう。

このように全主権者(全国民)の利益を害する異常事態こそが、主権者(国民)の利益尊重の視点から見ると、『公共の福祉を損なうこと』を意味する。なぜなら、公共の福祉とは、『全主権者の福祉』を意味するからである。

公共の福祉は、いささかも『違憲国会議員の福祉』を意味しない。

このように、『裁判所(=審判)が、レッド

カードを提示したサッカー選手(=違憲国会議員)に、『事情判決の法理』を適用して、投票日以降、6年間(=参院)；解散時迄又は4年間(衆院)、【プレイ続行の特別許可証】を付与するようなもの』である。

これでは、「サッカーの試合」に

ならない!

4 レッドカード

事情判決によって違憲と判断された選挙で当選した議員は、サッカーの試合中に審判からレッドカードを出されたサッカー選手に例えられる。

『裁判所が事情判決を下すということは、『裁判所(=審判)が、レッド

カードを提示したサッカー選手(=違憲国会議員)に、『事情判決の法理』を適用して、投票日以降、6年間

(参院)；解散時迄又は4年間(衆院)、【プレイ続行の特別許可証】を付与するようなもの』である。

これでは、「サッカーの試合」に

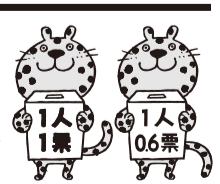
ならない!

次回は7月15日(祝)に掲載予定

あなたが選挙権が何票の価値かチェックしてみましょう。http://www.ippyo.org/

お問い合わせ: ippyo@ippyo.org Fax:03-3780-3221

連絡先: 〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-6



一人一票実現国民会議

検索